平成29年6月21日 薬事衛生課長 紺野欽一 TEL(内線) 4150

(外線) 225-1440

## 知事指定薬物及び知事監視製品の指定について

本日、石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき「知事指定薬物」3物質、「知事監視製品」54製品をそれぞれ指定し、告示しました。

知事指定薬物及び当該物質を含む製品は、製造、販売、所持、使用等は条例に違 反することとなり処罰の対象となります。

また、知事監視製品(今回指定製品を含め581製品)を販売する者は、

- ①販売業の届出
- ②購入者に対して体内摂取禁止の説明及び説明書の交付
- ③販売記録の作成、購入者から体内摂取しない旨の誓約書の徴収等 が必要となり、違反した場合には過料が科せられます。

知事監視製品(今回指定製品を含め581製品)を購入、譲り受けようとする者 等は、

- ①体内摂取しない旨の誓約書の提出
  - ・県内届出販売者から購入した場合は、販売店に提出
  - ・県外店舗、インターネット等からの購入は、知事に提出
- ②誓約内容の遵守

が必要となり、違反した場合には過料が科せられます。

記

- 1 知事指定薬物 (3物質) 2-(メチルアミノ)-2-フェニルシクロヘキサン-1-オン及びその塩類など3物質
- 2 知事監視製品(54製品) パッケージに「スーパー・ウケ淫乱」と表示のある製品であって、その内容物 が液体のものなど54製品
- 3 施行期日 平成29年6月22日
- 4 その他

詳細は、県ホームページ「危険ドラッグ対策について」をご覧ください。 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/yakuran/drug/taisaku.html